

経済産業省からのお知らせ

平成30年7月5日からの大雨により流出したダイナマイト等による事故防止について（注意喚起）

岐阜県内において、平成30年7月5日からの大雨による災害廃棄物からダイナマイトが発見されたとの通報がありました。

- ① 火薬類を取扱う事業者の皆さまにおかれましては、土砂災害や洪水により、火薬類を喪失した場合には、火薬類取締法に基づき、速やかに警察に通報するようお願いいたします。
- ② 復旧作業を行う皆さまにおかれましては、災害廃棄物の中から、ダイナマイト等の火薬類を発見した場合には、ハンマーで叩くような強い衝撃により爆発する危険性があるため、みだりに触れたり移動させずに、警察に通報するよう、御協力をお願いいたします。